表補助金等の予算科目の欄を次のように改める。

食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金
食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金
植物防疫事業交付金
国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（全国推進事業に係るものを除く。）
二　果樹・茶支援対策事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）
三　酪農環境負荷軽減支援事業推進費補助金
四　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）
国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金
飼料自給率向上対策費補助金
協同農業普及事業交付金
牛肉等関税財源国産畜産物・食農連携強化対策費補助金（家畜改良推進事業費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）に限る。）
牛肉等関税財源飼料対策費補助金（国産粗飼料増産対策事業費補助金、エコフィード緊急増産対策事業費補助金（エコフィード利用畜産物認証制度構築事業に係るものを除く。）及び草地生産性向上対策事業費補助金のうち草地生産性向上対策事業に係るものに限る。）
農業・食品産業強化対策整備交付金
被害農家営農資金利子補給等補助金
農業経営対策地方公共団体事業費補助金（特定地域経営支援対策事業費補助金及び女性・高齢者等活動支援事業費を除く。）
農業経営対策事業費補助金
農業経営対策地方公共団体整備費補助金（新規就農総合支援事業費補助金に限る。）
農業経営金融支援対策費補助金（農業経営改善利子補給金等交付事業費及び農業経営復旧・復興対策特別保証事業費に限る。）
農業経営対策整備交付金
農業委員会費補助金
農地保有合理化対策地方公共団体事業費補助金
都道府県農業会議会議員手当等負担金
農業委員会交付金
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
農業生産基盤保全管理等推進地方公共団体事業費補助金
農業生産基盤保全管理等推進整備費補助金
諸土地改良事業費補助
土地改良施設管理費補助
後進地域特例法適用団体補助率差額
環境保全型農業生産対策事業費補助金（地区推進事業に係るものに限る。）
農山漁村六次産業化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　農林漁業者の加工・販売等への取組促進に係るもの（六次産業総合推進事業のうち六次産業推進地域支援事業費（食品流通円滑化対策検討費を除く。）並びに食品産業環境対策支援事業のうち、フードバンク活動推進事業費、食品リサイクル・ループ構築促進事業費及び食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業費に限る。）
二　農林水産物・食品の輸出促進に係るもの（輸出拡大サポート事業のうち地域規模団体支援に係るものに限る。）
三　新たな事業の創造に係るもの（緑と水の環境技術革命プロジェクト事業及びソフトセルロース利活用技術確立事業のうちソフトセルロース活用技術確立事業に係るものを除く。）
四　農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業に係るもの
五　小水力等農村地域資源利活用促進事業に係るもの
農山漁村六次産業化対策整備費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　農林漁業者の加工・販売等への取組促進に係るもの
二　農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業に係るもの
三　小水力等農村地域資源利活用促進事業に係るもの
成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業費補助金
都市農村交流等対策整備交付金
中山間地域等直接支払交付金
農地・水保全管理支払交付金
地すべり対策事業費補助
公害防除特別土地改良事業費補助
震災対策農業水利施設整備事業費補助
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助
農山漁村活性化対策整備交付金
農山漁村活性化対策推進交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業に係るものを除く。）
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金
農業用施設災害復旧事業費補助
農地災害復旧事業費補助
海岸保全施設等災害復旧事業費補助
農業用施設等災害関連事業費補助
農地保有合理化促進対策費補助金（農地保有合理化促進事業費のうち社団法人分に係るものを除く。）
地域再生基盤強化交付金（道整備交付金及び指導監督交付金に限る。）
奄美農業創出支援事業費補助金
農業生産基盤保全管理・整備事業費補助
農地等保全事業費補助
障害防止対策事業費補助金
東日本大震災復興推進事業費補助金（大臣官房、農林水産技術会議、林野庁及び水産庁の所掌に係るものを除く。）
農業・食品産業強化対策推進交付金
被災農家経営再開支援交付金
農業・食品産業強化対策整備費補助金
除塩事業費補助
農林水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号の規定は、平成二十四年度予算に係る補助金等の交付に関するものから適用し、平成二十三年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。